

伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第4
条第1項第1号イに規定する第1号通所事業の実施に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 国基準通所型サービス事業（第3条－第5条）

第2章の2 共生型通所型サービス事業（第5条の2－第5条の7）

第3章 基準緩和通所型サービス事業（第6条－第13条）

第4章 住民主体通所型サービス事業（第14条－第24条）

第5章 短期集中通所型サービス（第25条）

第6章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年伊勢原市規則第18号。以下「規則」という。）第4条第1項第1号イに規定する第1号通所事業（以下「通所型サービス事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

第2章 国基準通所型サービス事業

（事業の定義）

第3条 この要綱において「国基準通所型サービス」とは、指定事業者が旧介護予防通所介護（省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護をいう。以下同じ。）に相当するサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供するものをいい、「国基準通所型サービス事業」とは、国基準通所型サービスを行う事業をいう。

（第1号事業支給費の額）

第4条 国基準通所型サービス事業に係る第1号事業支給費の額は、市長が別に

定める額（当該額が現に国基準通所型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用、当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として法第61条の2第1項の政令で定める額の合計額及び居宅要支援被保険者等が第1号事業に要した費用その他の費用又は事項を勘案して特に必要があると認める場合における前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の90から100分の100までの範囲内で市が定める割合」とすることができる。

3 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前2項の規定を適用する場合にあつては、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の80」（法第59条の2第2項の規定が適用される場合にあつては「100分の70」）と、前項中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」（法第59条の2第2項の規定が適用される場合にあつては「100分の70から」）とする。

（指定の基準）

第5条 規則第9条第1項の規定による国基準通所型サービス事業に係る指定事業者の指定の基準は、旧指定介護予防サービス等基準（省令第140条の63の6第1号イに規定する旧指定介護予防サービス等基準をいう。以下同じ。）に規定する旧介護予防通所介護に係る基準及びその他厚生労働大臣が定める基準の例による基準とする。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

第2章の2 共生型通所型サービス事業

(事業の定義)

第5条の2 この要綱において「共生型通所型サービス」とは、指定事業者が旧介護予防通所介護に相当し、かつ、法第72条の2第1項の規定の適用を受ける居宅サービスのうち通所介護に係る共生型通所介護（以下「共生型通所介護」という。）又は法第78条の2の2第1号の規定の適用を受ける通所介護に係る地域密着型サービスに相当するサービス（以下「共生型地域密着型通所介護」という。）を居宅要支援被保険者等に対し提供するものをいい、「共生型通所型サービス事業」とは、共生型通所型サービスを行う事業をいう。

(第1号事業支給費の額)

第5条の3 共生型通所型サービス事業に係る支給費の額については、市長が別に定める額（当該額が共生型通所型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、共生型通所型サービス事業に係る第1号事業支給費の額について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第5条の3第1項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第5条の3第1項及び第2項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「第5条の3第1項」と、「前項」とあるのは「第5条の3第2項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

(指定の基準)

第5条の4 共生型通所型サービスの事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労

働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が行う当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護、共生型地域密着型通所介護、共生型通所型サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型通所型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、国基準通所型サービスその他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(管理者)

第5条の5 共生型通所型サービス事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「共生型通所型サービス事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、共生型通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該共生型通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(運営に関する基準)

第5条の6 旧指定介護予防サービス等基準第7章第4節の規定及びその他厚生労働大臣が定める基準は、共生型通所型サービス事業の運営に関する基準について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第5条の7 旧指定居宅サービス等基準第7章第5節の規定は、共生型通所型サービス事業の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について準用する。

第3章 基準緩和通所型サービス事業

(事業の定義)

第6条 この要綱において「基準緩和通所型サービス」とは、指定事業者が旧介護予防通所介護に係る基準を緩和したサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供するものをいい、「基準緩和通所型サービス事業」とは、基準緩和通所型サービスを行う事業をいう。

(第1号事業支給費の額)

第7条 基準緩和通所型サービス事業に係る第1号事業支給費の額は、市長が別に定める額（当該額が現に基準緩和通所型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、基準緩和通所型サービス事業に係る第1号事業支給費の額について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第7条第1項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第7条第1項及び同条第2項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「第7条第1項」と、「前項」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

(指定の基準)

第8条 規則第9条第1項の規定による基準緩和通所型サービス事業に係る指定事業者の指定の基準は、次条から第13条までに定めるところによる。

(人員に関する基準)

第9条 基準緩和通所型サービス事業を行う者（以下「基準緩和通所型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準緩和通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「基準緩和通所型サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 基準緩和通所型サービスの単位（基準緩和通所型サービスであって、当該サービスの提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、当該サービスを提供している時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該サービスの提供に当たる生活相談員が1人以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 基準緩和通所型サービスの単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる数

(3) 従事者 市長が別に定める研修を修了した者であって、基準緩和通所型サービスの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準緩和通所型サービスの提供に当たる従事者が1人以上確保されるために必要と認められる数

2 前項第2号の規定にかかわらず、病院、診療所、訪問看護ステーション、他の介護サービス事業所又は看護職員を配置している第1号事業を提供する事業所（当該基準緩和通所型サービス事業を運営する法人と同一の法人が運営するものに限る。）と基準緩和通所型サービス事業所とが、提供時間帯を通じて

密接かつ適切な連携を図っている場合にあつては、同号に規定する看護職員の数確保されているものとする。

- 3 当該基準緩和通所型サービス事業所の利用定員（当該基準緩和通所型サービス事業所において同時に基準緩和通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、看護職員及び従事者の員数を、基準緩和通所型サービスの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定の提供に当たる看護職員又は従事者が1人以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 4 基準緩和通所型サービス事業者が指定通所介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「旧指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定及び国基準通所型サービス事業の指定事業者の指定を併せて受け、かつ、基準緩和通所型サービス事業、指定通所介護（旧定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業及び国基準通所型サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、旧指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準若しくは指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、又は第5条の規定により適用される旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、それぞれ前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第10条 基準緩和通所型サービス事業者は、基準緩和通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準緩和通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準緩和通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備に関する基準)

第11条 基準緩和通所型サービス事業所は、基準緩和通所型サービスの提供に必要な広さを有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準緩和通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の広さの基準は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準緩和通所型サービス事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準緩和通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準緩和通所型サービス事業者が指定通所介護事業者の指定又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、基準緩和通所型サービス事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、旧指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営に関する基準)

第12条 旧指定介護予防サービス等基準第7章第4節の規定及びその他厚生労働大臣が定める基準は、基準緩和通所型サービス事業の運営に関する基準について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第13条 旧指定介護予防サービス基準第7章第5節の規定は、基準緩和通所型

サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について準用する。

第4章 住民主体通所型サービス事業

(事業の定義)

第14条 この要綱において「住民主体通所型サービス」とは、住民主体通所型サービス提供者（市長が別に定めるところにより登録を行ったものをいう。以下同じ。）が旧介護予防通所介護に係る基準を緩和したサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供するものをいい、「住民主体通所型サービス事業」とは、住民主体通所型サービスを行う事業をいう。

(事業の実施方法)

第15条 住民主体通所型サービス事業は、市長の登録を受けたもので次条に定める基準に適合する事業を行うものに対し、予算の範囲内においてその事業の実施に必要な経費の全部又は一部を交付することにより行う。

(事業の基準)

第16条 住民主体通所型サービス事業は、省令第140条の62の3第2項に定めるもののほか、次条から第24条までに定める基準に沿って提供されなければならない。

(人員に関する基準)

第17条 住民主体通所型サービス提供者が置くべき従事者（市長が別に定める研修を修了した者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、1人以上とする。

2 前項に定めるもののほか、住民主体通所型サービス提供者は、緊急時の代替要員として1人以上の従事者を確保しておかななければならない。

(設備に関する基準)

第18条 住民主体通所型サービス提供者は、住民主体通所型サービスを提供するのに必要な広さを確保しなければならない。

(サービス提供者の体制)

第19条 住民主体通所型サービス提供者は、市及び地域包括支援センター等からの連絡に常時対応できる体制を有していなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第20条 住民主体通所型サービス提供者は、住民主体通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(1) 住民主体通所型サービスの内容及び費用負担

(2) 緊急時等における対応方法

(サービスの提供の記録)

第21条 住民主体通所型サービス提供者は、住民主体通所型サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容その他必要な事項を、利用者の介護予防計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 住民主体通所型サービス提供者は、住民主体通所型サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(緊急時等の対応)

第22条 従事者は、現に住民主体通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第23条 住民主体通所型サービス提供者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(記録の整備)

第24条 住民主体通所型サービス提供者は、利用者に対する住民主体通所型サービス事業に係るサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 省令第140条の62の3第2項第3号ロに規定する記録

第5章 短期集中通所型サービス事業

第25条 この要綱において「短期集中通所型サービス事業」とは、法第115条の47第4項の規定により通所型サービス事業の実施の委託を受けた者が、

生活機能の低下等により要介護状態又は要支援状態となるおそれのある居宅要支援被保険者等に対し、これを予防するため、3月を単位として、介護予防に関する基礎知識の講話のほか、運動機能の向上、栄養の改善及び認知症の予防に関するプログラムを実施する事業をいう。

- 2 短期集中通所型サービス事業の実施に当たっては、別に定めるところにより実施する介護予防に係るプログラムと緊密に連携し、一体的に実施されなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、通所型サービス事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月30日告示第100号）

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年12月19日告示第143号）

この告示は、平成30年12月20日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第60号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。